

資料

令和 8 年度新規事業に係る 重点医師偏在対策支援区域の設定について (国の医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ)

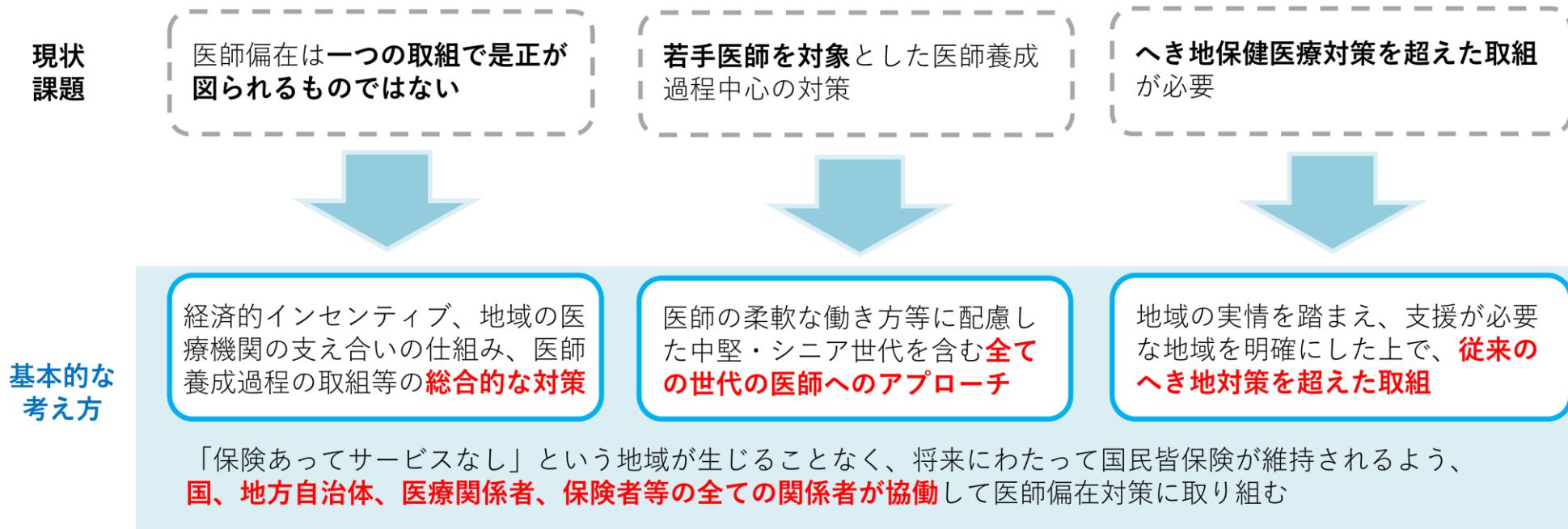
- (1) 医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの概要について… 3
- (2) 新規事業の概要について…………… 5
- (3) 重点医師偏在対策支援区域の設定の考え方について…………… 9
- (4) 新規事業に係る重点医師偏在対策支援区域の設定（案）について…11**

↑ **協議事項**

- (参考) 診療所の承継・開業支援事業に係る重点医師偏在対策支援区域の設定について……………13

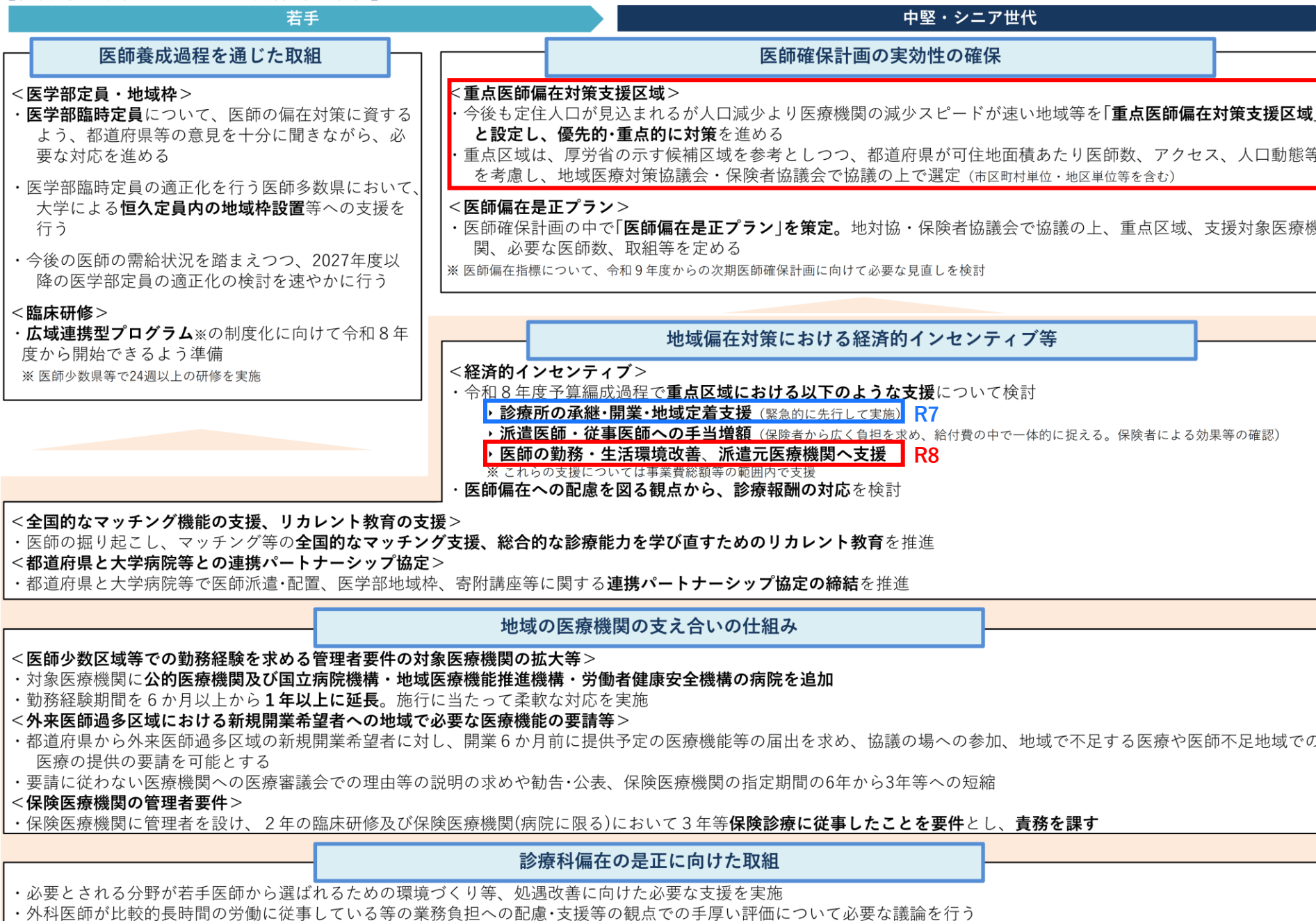
- 地域ごとに人口構造が急激に変化する中で、将来にわたり地域に必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、以下の基本的な考え方に基づき、制度改革を含め必要な対応に取り組み、**実効性のある総合的な医師偏在対策**を推進する。
 - **総合的な医師偏在対策**について、**医療法に基づく医療提供体制確保の基本方針に位置付ける**。
- ※ 医師偏在対策は、新たな地域医療構想、働き方改革、美容医療への対応、オンライン診療の推進等と一体的に取り組む。

【基本的な考え方】



- ・ 医師偏在対策の効果を施行後5年目途に検証し、十分な効果が生じていない場合には、更なる医師偏在対策を検討
- ・ 医師確保計画により3年間のPDCAサイクルに沿った取組を推進

【総合的な対策パッケージの具体的な取組】



重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業

令和8年度当初予算案 4.6億円（一億円）※（）内は前年度当初予算額

県当初予算：22,500千円

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、特定機能病院からの医師派遣とは別に、中核病院等からの医師派遣により重点区域の医師を確保するため、重点区域内の医療機関に医師を新たに派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体

重点区域内の医療機関に医師を派遣する医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

4 補助基準額等

基準額：61,000円 × 延日数
対象経費：重点区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用
補助率： 国1/2 都道府県1/4 事業者（派遣元医療機関）1/4

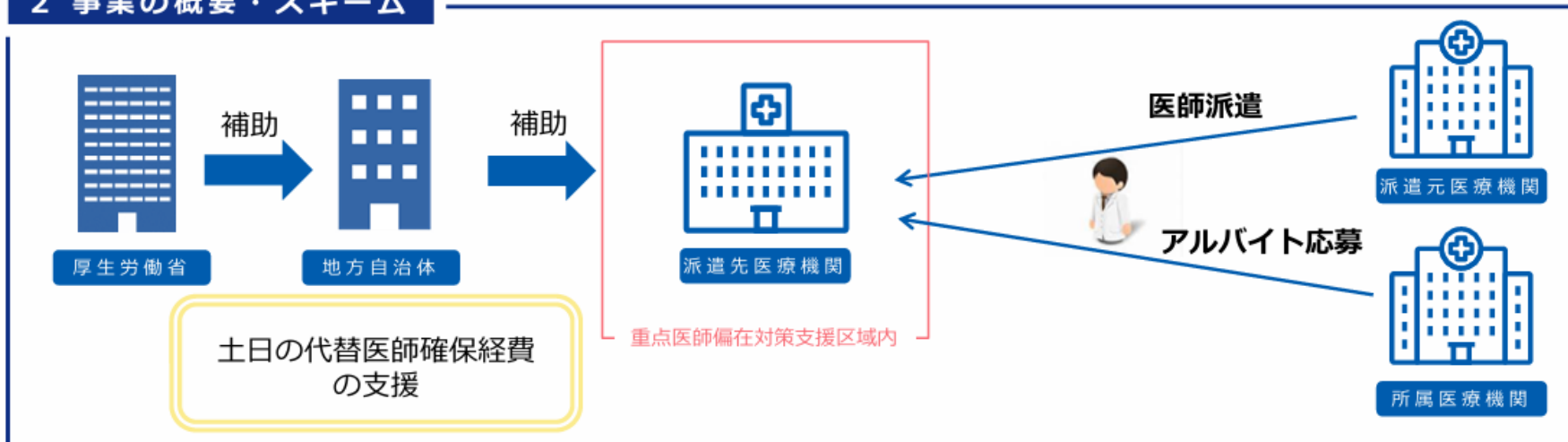
重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業

令和8年度当初予算案 5.3億円（一億円）※()内は前年度当初予算額 **県当初予算：7,920千円**

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域における医師の勤務・生活環境を改善して、重点区域への派遣の納得感や重点区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、重点区域で新たに勤務する医師を増やし、重点区域の医師の離職を減らすため、土日の代替医師確保への支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体

重点区域内の医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

4 補助基準額等

基準額：60,000円 × 延日数（日直、宿直数）
対象経費：土日祝日の代替医師を雇上にかかる経費
補助率：国1/3 都道府県1/6 事業者（派遣先医療機関）1/2

重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

令和7年度補正予算額 14.1億円

県補正予算：19,360千円

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域における医師の勤務・生活環境を改善して、重点区域への派遣の納得感や重点区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、重点区域で新たに勤務する医師を増やし、重点区域の医師の離職を減らすため、宿直室等の施設整備への支援を行う。

2 事業の概要

【事業概要】

- ・ 医師の勤務・生活環境改善のための施設整備
重点区域の医療機関に勤務する医師の負担を軽減し、働きやすい環境作りに資する、宿直室等の施設整備に対する補助を行う。

【実施主体】

- ・ 重点区域内で医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

※ 都道府県において、医師偏在是正プランを策定（重点区域、支援対象医療機関等）



←宿直室



←医局

3 補助基準額等

【対象経費】

医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

- ・ 宿直室
- ・ 医局
- ・ 更衣室
- ・ 浴室
- 等

基準額	次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。 基準面積 80㎡ 単価 鉄筋コンクリート 484,000円 ブロック 214,000円 木造 355,000円
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2

事業の進め方

● : 医療対策協議会、保険者協議会において、ご協議いただく事項

- 重点医師偏在対策支援区域の設定 ←今回協議
- 支援対象医療機関の募集開始
- 応募を受け実施計画（先行的な医師偏在是正プラン）作成
- 支援対象医療機関の選定 (※ 別途、書面開催)
- 国への補助金交付申請（5月末締切）
- 国からの内示
- 都道府県において、支援を開始

1 区域の設定に係る協議の必要性及び考え方

● 両協議会での協議の必要性

- ・ 対策の実施に当たっては、**地域の関係者の理解が重要であることから、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議**した上で当該区域を選定する。

※「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」（令和6年12月25日厚生労働省）

● 区域設定の考え方

- ・ 都道府県において、**厚生労働省が提示する候補区域を参考としつつ、**医師偏在指標、可住地面積あたり医師数、住民の医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、地域住民の医療のかかり方、今後の人口動態等を考慮して、**地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議して選定**する。
- ・ 支援区域は、二次医療圏単位のほか**市区町村単位、地区単位等でも選定**できる。

※「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱」（令和7年3月5日厚生労働省）等

(3) 重点医師偏在対策支援区域の設定の考え方について②

2 国が提示する候補区域及び都道府県での選定

- **国は**、以下のいずれかの基準に該当する区域を**候補区域として提示**

【厚生労働省が提示する候補区域】

- ① 医師少数県の医師少数区域 ⇒ **長門、柳井**
- ② 医師少数区域かつ可住地面積当たりの医師数が少ない二次医療圏
(全国下位1/4) ⇒ **なし**
- ③ 各都道府県の医師偏在指標が最も低い二次医療圏 ⇒ **柳井**

【都道府県における選定時の留意事項】

- ・ 事業ごとに対象となる区域をそれぞれ設定することも可能
(令和7年度は、診療所の承継・開業支援事業に係る区域を設定(13P参照))
- ・ 区域については、選定後も協議を踏まえて、追加・変更等を行う(新たな医師偏在指標算出による医師少数区域の変動への対応など)

1 区域の設定案

県医師確保計画（第8次前期（R6～R8））における、「**医師少数区域**」及び「**医師少数スポット**」を**医師派遣を行う派遣元医療機関支援事業、代替医師確保支援事業、勤務・生活環境改善のための施設整備事業に係る重点医師偏在対策支援区域**としたい。

●選定理由

- ・医師少数区域は、医師の人数、年齢構成、医療ニーズなどを踏まえて、特に医師数が少ないとされており、医師偏在対策の優先度が高い。
- ・山口県医師確保計画において、医師少数スポットは、医師少数区域と同様に取り扱うこととされている。

●その他

- ・令和7年度に診療所の承継・開業支援事業において、同様の理由により重点医師偏在対策支援区域に設定されている。

●具体的な候補区域

区域区分	候補区域	
	医療圏	該当区域
①医師少数区域	柳井 長門	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町全域 長門市全域
②医師少数スポット	岩国 宇部・小野田 下関 萩	岩国市錦町、美和町 美祢市全域 下関市豊田町、豊浦町 萩市全域

参考・山口県医師確保計画における医師確保の方針

医師少数区域及び医師少数スポットについては、「将来にわたる持続的な地域医療提供体制の確保に向け、**当該区域内の医師数の増加を図る。**」としている。

● 医師少数区域

- ・ 全国330の二次医療圏のうち**医師偏在指標の下位33.3%に該当**する二次医療圏

区分	全国	山口県	岩国	柳井	周南	山口防府	宇部小野田	下関	長門	萩
医師偏在指標	255.6	228.0	223.9	143.5	192.1	223.4	324.2	224.3	139.5	183.5
全国順位	-	32位	99位	304位	186位	100位	29位	98位	311位	209位

【医師偏在指標の算出方法】

医師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示すために、地域ごとの医療ニーズや人口構成、医師の性年齢構成等を踏まえて算出

● 医師少数スポット

- ・ 国の医師確保計画策定ガイドラインにおいて、「都道府県においては、必要に応じて二次医療圏よりも小さい単位の地域での施策を検討することができるものとし、**局所的に医師が少ない地域を「医師少数スポット」として定め、医師少数区域と同様に扱う**ことができる」とされている。
- ・ 本県では、過疎地域病院が所在する地域について、医師少数区域と同様に医師確保が困難であることから、医師少数スポットとしている。

1 事業概要

重点医師偏在対策支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、

①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 令和7年度の区域の設定に係る状況

- ・ 7月本協議会及び保険者協議会で協議し区域を設定
- ・ 8月事業開始（事業名：医師偏在対策重点支援事業）